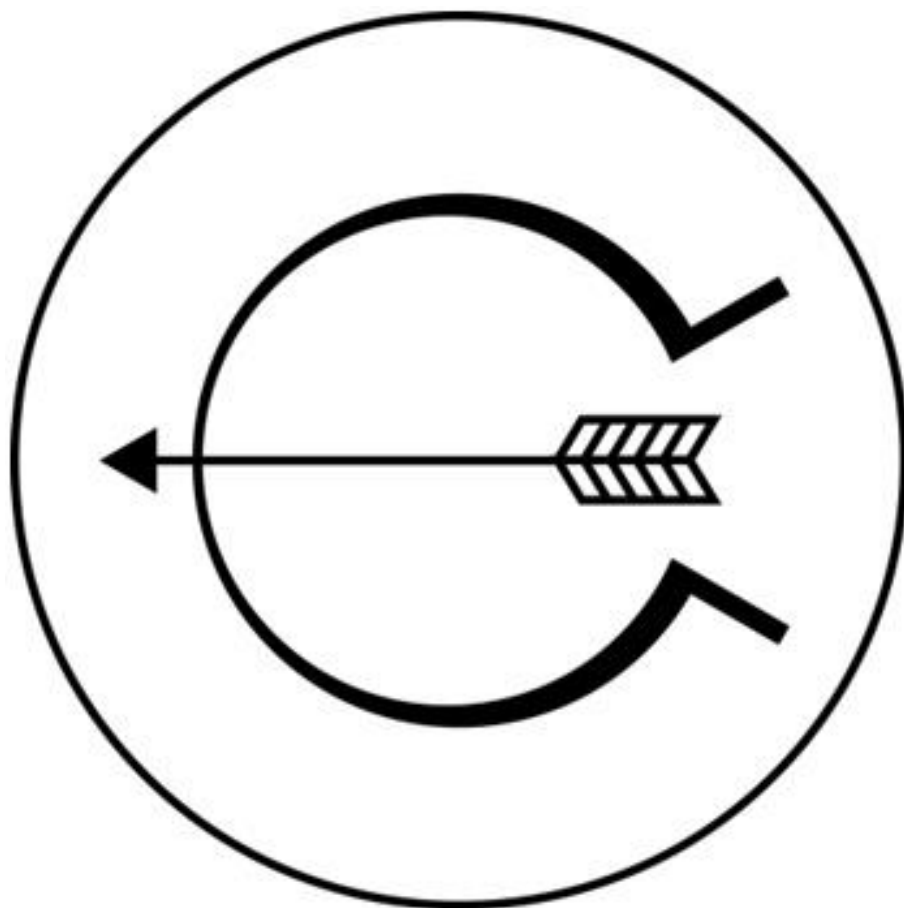


第 53 回全関東学生弓道選手権大会

安全指針



【第 1 版】令和 5 年 4 月 10 日

東京都学生弓道連盟

はじめに

第 53 回全関東学生弓道選手権大会（以下、「全関大会」）の実施にあたり、安全指針を策定いたしました。

大会に出場する選手・関係者の方は、安全指針をご確認の上、場面に応じた感染症対策を施すようお願い申し上げます。なお、安全指針は、新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢等の状況に応じて、随時改定を行います。

更新履歴

2023 年

4 月 10 日 第 1 版を作成しました。

安全指針に関するお問い合わせ先

東京都学生弓道連盟

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-12-10 日高ビル 2 階

TEL/FAX 03-6910-0791

メール togakuren.iinkai@gmail.com

（役員が事務所にいない場合がありますので、お問い合わせは原則としてメールでお願いいたします。）

目次

はじめに	…p. 1
更新履歴	…p. 1
本安全指針における定義一覧	…p. 3
第1部 大会期間中の感染対策	…p. 4
第2部 感染者等が発生した場合の対応	…p. 5
その他	…p. 5

本安全指針における定義一覧

語句	意味 (定義)
大会期間	大会参加者が大会会場に滞在する期間および大会会場への行き・帰りの期間を指す。また大会期間中とは、大会期間の初日および最終日を含める。
大会参加者	選手・監督・コーチ・介添・観客・報道関係者を指す。
大会役員	大会運営を行う役員（手伝い役員も含む）を指す。
検査	PCR 検査、抗原抗体検査等、新型コロナウイルス感染症の陽性が判断できる検査を指す。
感染者	<p>以下①、②に該当する者を指す。</p> <p>① 感染症法に基づく検査において新型コロナウイルスの陽性反応が出た者。</p> <p>② 検査を行わなくても臨床症状により医師から新型コロナウイルス陽性であると診断された者。（「擬似症患者」、いわゆる「みなし陽性者」）</p> <p>なお、感染者の発生日は症状が出始めた日とし、発症日が不明、もしくは無症状の場合、陽性と判定された検体採取日とする。また、擬似症患者（みなし陽性者）の場合は、医師の診断を受けた日を感染者の発生日とする。</p>
感染者等	感染者及び、発熱（37.5℃以上）、咳等の新型コロナウイルス感染症の疑似症状が見られるもの

第1部 大会期間中の感染症対策

- 1 大会会場への入場人数について
 - 1.1 大会入場人数に制限は設けない。但し、感染症対策以外の目的で入場制限を行う場合がある。
 - 1.2 大会会場へ入場する者は、各自で基本的な感染症対策を行うことを推奨する。
- 2 大会参加強制の禁止
 - 2.1 何人も他者に大会への参加を強制してはならない。
- 3 マスクの着用について
 - 3.1 大会参加者の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
 - 3.2 但し、以下に示す場面においては、感染対策上参加者にマスクの着用をお願いする場合がある。
 - ① 高齢者等の重症化リスクの高い人と接するとき
 - ② その他運営役員が必要と判断したとき
 - ③ 矢声等の、発声を伴う大声での声援をするとき
- 4 検温・体調管理に関して
 - 4.1 大会参加者は全員、体温計を持参し、毎朝体温を測定することを推奨する。
 - 4.2 新型コロナワクチンの副作用による発熱の場合も、37.5 度以上の発熱が確認された場合、原則として当該参加者および当該参加者が所属するチームの大会参加は認められない。
- 5 消毒・手洗いについて
 - 5.1 大会会場の各所にアルコール消毒液を設置する。定期的に手指の消毒を行うことを推奨する。
 - 5.2 不特定多数が触れる可能性があるもの（トイレのドアノブ、レバーなど）に触れた際は消毒・手洗いを特に念入りに行うことを推奨する。
 - 5.3 飲食の前後は消毒・手洗いを行うことを推奨する。
- 6 巻藁の利用について
 - 6.1 巻藁に並ぶ際は、周辺の人との間隔を空けて並ぶことを推奨する。
- 7 宿泊について
 - 7.1 宿泊中は、基本的な感染症対策を行うことを推奨する。
 - 7.1.1 部屋内では、基本的な感染症対策に加え、換気を行うことを推奨する。
 - 7.1.2 チェックイン・チェックアウト時、脱衣所、エレベーターなど、密になる可能性がある場面では、特に感染症対策を徹底することが望ましい。
 - 7.2 宿泊先で他大学との交流する場合は、感染症対策に十分に配慮して行うこと。

第2部 感染者が発生した場合の対応

- 1 感染者が発生した場合
 - 1.1 感染が疑われる症状が見られた場合、大会へ参加しないことを強く推奨する。
 - 1.2 感染が明らかになった場合、感染者が大会に参加することを認めない。
 - 1.3 大学当局が定めた指針がある場合、大学当局が定める指針に従った行動をとること。
- 2 大会期間より前に感染者が発生した場合の対応
 - 2.1 大会期間より前に大会参加者が感染者に該当した場合は、発症した日を0日目として5日を経過し、かつ、解熱した日を0日目として2日間を経過している場合にのみ、大会への参加を認める。
- 3 大会期間中に感染者が発生した場合
 - 3.1 感染者が残りの大会日程に参加することは認めない。
- 4 大会役員から感染者等が発生した場合
 - 4.1 原則として、大会参加者において感染者等が発生した場合と同様に扱う。
 - 4.2 罹患した大会役員は大会業務から外す。
 - 4.3 東京都学生弓道連盟規約第一七六条に基づき、都学連委員長は状況を総合的に判断した上で、大会の中止を判断することがある。また、スケジュールの変更等を判断する場合もある。

その他

- 1 経費負担について
 - 1.1 大会中止・大会スケジュールおよび形式変更に伴い発生する費用（ホテル・交通機関のキャンセル料等）について、主催者は負担しない。
 - 1.2 PCR等検査料、治療費の費用等について、主催者は負担しない。
- 2 本安全指針は、以下に示すガイドラインを中心に、政府・地方公共団体、日本スポーツ協会からの発表等を参考に作成した。
 - ・ 日本スポーツ協会「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン」